

令和6年分の所得税および復興特別所得税の「還付申告」は2月10日(月)からご相談を受け付けます

令和6年分の確定申告期間は、2月17日(月)～3月17日(月)となっておりますが、次の内容で申告される方を対象に、2月10日(月)から申告相談をお受けします。なお『青色申告』や『申告分離課税、損失の繰越し、雑損控除、贈与税、住宅借入金等特別控除の初年度の方』は、役場では受け付けできませんのでご注意ください。

- ▼受付時間 午前9時～11時／午後1時～3時
- ▼受付場所 役場1階多目的ホール
- ▼期日 2月10日(月)～14日(金)（11日(火)は除く）
- ▼休日申告 3月2日(日)午前9時～11時
- ▼申告内容

・所得税が源泉徴収されている給与所得の方や、年金所得の方で申告をされる方

・農業所得の「収支内訳書」を作成して毎年役場で申告されている方

▼申告に必要なもの

- ①申告書（税務署、町から送付を受けた方）またはお知らせはがき
 - ②給与所得や公的年金などの源泉徴収票
 - ③申告者名義の預貯金口座番号が分かるもの
 - ④国民健康保険税、介護保険料の支払額が分かる書類、国民年金保険料の支払証明書
 - ⑤障害者手帳・療育手帳など
 - ⑥生命保険料・地震保険料などの控除証明書
 - ⑦医療費控除の明細書、医療費通知または医療費の領収書（原本）、および保険金や高額療養費などで補てんされた金額が分かる書類
- ※受付時間短縮のため、医療費控除の明細書は事前に作成してください。
- ⑧住宅借入金等特別控除申請書と借入金の年末残高証明書
 - ⑨収支内訳書（事業所得〈営業など、農業〉や不動産所得がある方）

ましょう。

▼その他、収支計算には、次のことも確認しておきましょう。

- ・昨年申告した「申告書の写し」と「収支内訳書の写し」
- ・減価償却資産（農機具や倉庫）の「取得年月日・取得価額」、「耐用年数」および「償却率」

利根町の申告受け付け状況

※申告初日は左表の通り、大変混雑しております。令和6年分申告においても混雑が予想されますので、左表を混雑状況の参考に申告会場へお越しください。

令和5年分申告の受け付け状況			
受付日	受付人数	受付日	受付人数
2月9日	134	2月28日	73
2月10日	134	3月1日	89
2月14日	111	3月4日	71
2月15日	58	3月5日	84
2月16日	96	3月6日	93
2月17日	113	3月7日	76
2月18日	86	3月8日	79
2月20日	121	3月11日	87
2月21日	94	3月12日	91
2月22日	68	3月13日	55
2月24日	100	3月14日	55
2月25日	89	3月15日	57
2月27日	89		

竜ヶ崎税務署からの重要なお知らせ

申告書の作成は、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」から、マイナンバーカードを読み取り、マイナンバーアプリと連携することで、給与・年金等の収入のほか、医療費控除やふるさと納税等の寄附金控除の申告に必要な情報を取得し、

⑩本人確認書類【マイナンバーカード（個人番号カード）または通知カード】

※代理申請の場合は、代理人の身元確認（マイナンバーカードや運転免許証）、申告者の番号確認（マイナンバーカードまたは通知カード）

※利根町以外に居住している方を、扶養親族として申告する場合は、その方の「住所・氏名・生年月日・個人番号」が必要です。

※要介護認定を受けている方で障害者控除対象者の認定基準に該当する方は福祉課で『障害者控除対象者認定書』の申請が必要となります。申告に持参いただけない場合は障害者控除を受けられません。

所得税が源泉徴収されている給与所得者や年金所得者で申告をされる方へ

- 次の場合は、確定申告の相談を受け付けします。
- ①給与所得のみで、年末調整の内容に変更が生じて申告が必要な方
 - ②給与所得のみで、収入金額が103万円以下で還付を受ける方
 - ③給与を2カ所以上から受けている方
 - ④年金所得のみの方や、給与所得と年金所得の双方ともある方で、所得控除（社会保険料、小規模企業共済等掛金、生命保険料、地震保険料、寡婦、ひとり親、障害者、配偶者、扶養、医療費、寄附金などの控除）の申告をされる場合
 - ⑤年金を2カ所以上から受けている方
- ▼医療費控除について
- 本人や生計を一にする配偶者その他の親族のために、令和6年1月1日から令和6年12月31日までに実際に支払った医療費があるときは、申告することにより所得税が還付される場合があります。

一括入力されるので、時間がかからず簡単に作成できます。また、医療費の領収書やふるさと納税の受領証明書などの収集・保管・入力が必要となり大変便利です！ぜひマイナンバー連携を使ったe・Taxをご利用ください。

※マイナンバーと連携するためには、初回のみ事前準備が必要です。お早めの準備をお願いします。

※給与情報と連携するには、源泉徴収票がe・Taxで提出されている必要があります。

▼書面による申告書等をご提出される方へ

令和7年1月以降、確定申告書などの控えに収受日付印の押なつを行わないこととしました。申告書などの提出年月日は、必要に応じて、ご自身で記録・管理をお願いします。

※e・Taxを利用すると、申告書などデータの送信後にメッセージボックスから送信日や申告内容を確認することができます。ぜひご利用ください。

また、確定申告会場では、ご自宅で作成された申告書の検算（金額の確認など）や書面による申告書の作成はしていませんので、e・Taxまたは郵送などでの提出をお願いします。

▼税務署への来署をご検討の方へ

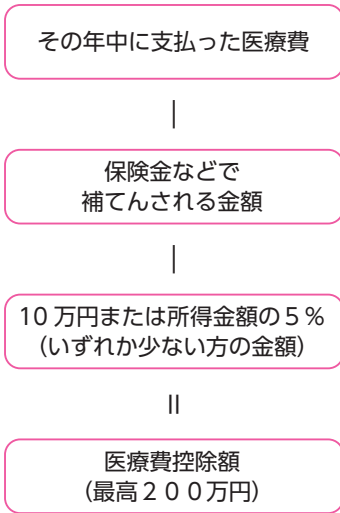
1月6日(月)から2月14日(金)までは、税務署内に確定申告会場はありません。この期間に所得税・個人消費税・贈与税での申告相談にお越しいただいても、当日は対応できませんのでご注意ください（確定申告期間ではないため、事前に予約のある方のみ対応となります。）

申告相談を希望される方は、2月17日(月)から3月17日(月)までの確定申告期間中にLINEによる入場整理券のオンライン事前発行を受けた上で確定申告会場へお越しください。

所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場

▼会場 竜ヶ崎税務署

▶医療費控除額の計算方法



農業所得の「収支内訳書」を作成し、申告される方へ

農業所得の申告は、収支計算による「収支内訳書」の添付が必要のため、一般の方より相談時間が長くなります。農業所得に係る伝票（出荷伝票、領収書を保存して、帳簿などに記載し、集計することが必要となりますので、収入や必要経費の計上方法および減価償却費の計算などよくわからない方は、申告期間中は大変混雑しますので、申告相談期間に必要な書類を持参して相談ください。

▼「申告に必要なもの」の他に、伝票（出荷伝票）や領収書または農産物の数量などを集計した「収支内訳書の下書き書」をお持ちください。

- 収支内訳書を作成するための収支計算には、次のことが必要です。
- ・販売した農産物などの出荷伝票、請求書、領収書などの記録および保存
 - ・家事消費（自家用や親族または知人への贈答用）した農産物の数量の記録
 - ・事業消費（育苗用や農地の借地料の対価として支払った米など）した農産物の数量の記録
 - ・年末に在庫（未販売および未消費）となった農産物、肥料、農薬、諸材料などの記録
 - ・経費の領収書や請求書などの保存および記録
 - ・農業所得に係る伝票（出荷伝票）や領収書を保存して、帳簿などに記載し、集計することが必要です。お早めに「収支内訳書」の作成の準備を進め

▼期間 2月17日(月)～3月17日(月)（土・日曜日、祝日を除く）ただし、3月2日(日)は開設します。

▼相談時間 午前9時～
(受け付け) 午前8時30分～午後4時



・確定申告などに関すること

国税庁ホームページ「確定申告特集」をご覧ください。

・e・Tax・作成コーナーの操作などに関すること

e・Tax・作成コーナーヘルプデスク

☎0570・01・5901／月曜～金曜（祝日および12月29日～1月3日を除きます）

○確定申告会場の入場には、次の方法により発行される入場整理券が必要です。

- ①国税庁LINE公式アカウントを通じたオンラインでの事前発行
- ②各会場で当日配付（配付状況により、相談受付を終了する場合がありますので、オンラインでの入場整理券の事前発行をお勧めします。）

※上記期間前は税務署内に確定申告会場はありません。2月14日(金)以前に所得税・個人消費税・贈与税の申告相談を希望される場合は、事前に相談日時などを電話予約していただく必要がありますので、予約なくお越しいただいても対応できません。

※確定申告会場では、マイナンバーカード方式によるスマホ申告を基本とした相談体制としております。マイナンバーカードと併せてパスワード（①署名用電子証明書用 英数字6～16文字、②利用者証明用電子証明書用 数字4桁）が分かるようにしてお越しください。

▼問い合わせ

・竜ヶ崎税務署
☎0297・66・1303（自動音声案内）
・税務課 町民税係 ☎68・2211（内線203）